

建設現場の遠隔臨場に関するQ&A

Q 1 遠隔臨場を実施した項目について、写真等の資料は不要ですか。

A 1 解説3.2(4)及び4.2(2)に、「受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。」と記載がありますが、記録と保存を行う必要がないのは、「遠隔臨場の映像と音声」についてです。

遠隔臨場の目的は、解説1.1に記載しており、「受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等」としています。工事書類の簡素化については、別途「土木工事主要作成書類一覧表【平成31年4月1日版】」により運用を行っておりますので、合わせて確認が必要です。

以下に、各確認項目における提出資料及び根拠となる関係資料の記載内容を整理したのでご確認ください。

【根拠となる関係資料】

- ・建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（解説）令和5年4月：以下、「解説」という。
- ・土木工事主要作成書類一覧表【平成31年4月1日版】：以下、「作成書類一覧表」という。
- ・土木工事施工管理基準及び規格値 平成28年7月：以下、「施工管理基準」という。
- ・写真管理基準 平成28年7月：以下、「写真管理基準」という。
- ・土木工事共通仕様書 平成28年7月：以下、「共通仕様書」という。
- ・香川県工事請負契約約款：以下、「約款」という。

(1) 段階確認

受注者は段階確認の申請時に、段階確認書及び出来形管理資料等紙面にまとめるものを添付し、工事監督員等はその資料をもとに実施項目の確認を行います。段階確認実施後は段階確認書の添付資料として実測値を手書きした資料を添付し、検測写真は省略可とします。

ただし、出来形以外の確認事項では状況写真が必要です。また、受注者は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準により撮影し、工事完成時に提出することとしており、従来の段階確認等資料管理と同様です。

例) ブロック積の段階確認の場合

- ・施工厚（胴込コン+裏込コン）
⇒実測値を手書きした資料を添付し、検測写真は省略可
- ・胴込コンクリートの充填状況
⇒状況写真の添付が必要

【根拠となる関係資料の記載内容】

・「解説」 1. 2 (1) 段階確認

段階確認を机上とする場合、「受注者は、工事監督員に施工管理記録、写真等を提示し確認を受けなければならない。」が、遠隔臨場で工事監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。

・「解説」 3. 1 (1) 段階確認

受注者は、段階確認書及び出来形管理資料等紙面にまとめるものについては、事前に工事監督員等に提出しなければならない。

・「解説」 4. 2 (3) 段階確認書等の受領

工事監督員等の実施項目

工事監督員等は、受注者から遠隔臨場後に提出される段階確認書等を受領するときは、確認個所の出来形管理資料等の添付資料に不備が無いかを確認する。

・「解説」 5. 2 段階確認等の実施状況の確認

工事検査員の実施項目

段階確認書等の記録が工事監督員等に提出されていることを確認する。

・「作成書類一覧表」 > 施工中 > 工事書類

段階確認書

★段階確認書の添付資料は出来形管理資料に工事監督員が手書きで実測値を記入した資料で可とし、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない

★実測値手書き資料の添付により臨場時の検測写真は省略可。(ただし、出来形以外の確認事項では状況写真必要)

★臨場時の検測写真を出来形管理写真とすることも可

・「施工管理基準」 7 (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 材料確認

材料確認は、その材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明資料等と照合し、工事監督員等が臨場確認するため、工事監督員等の請求があつた場合は速やかに提示しなければなりません。遠隔臨場による材料確認においては、材料確認申請書に資料や写真を添付しなくて構いません。

ただし、写真管理基準に基づき、使用材料の写真（形状寸法、使用数量、保管状況等の撮影項目について、各品目毎に1回、使用前に撮影）を保管し、工事完成時に提出することとしており、従来の資料管理と同様です。

【根拠となる関係資料の記載内容】

・「解説」 1. 2 (2) 材料確認

設計図書に指定された工事材料の現物による確認において、遠隔臨場で工事監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。

・「共通仕様書」第2編 > 第1章 > 第2節 > 1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は工事検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

・「作成書類一覧表」 > 施工中 > 工事書類

材料確認申請書

工事監督員が承諾した材料のうち、特記仕様書等で定める材料についてその材料の品質規格証明資料等と照合し、工事監督員が臨場確認する

★臨場確認に使用する品質規格証明資料は、提示で可

写真は写真管理基準に基づき 1 品目 1 枚程度

・「写真管理基準」 > 撮影箇所一覧表

使用材料

撮影項目：形状寸法、使用数量、保管状況、品質証明（JIS マーク表示）

撮影頻度〔時期〕：各品目毎に 1 回〔使用前〕

(3) 立会

受注者は立会依頼時に、工事打合簿及び立会に必要な資料を提出し、工事監督員等はその資料をもとに確認項目の立会を行います。立会確認後は工事打合簿に立会時の資料を添付のうえ報告し、写真は省略可とします。

ただし、受注者は各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準により撮影し、工事完成時に提出することとしており、従来の資料管理と同様です。

【根拠となる関係資料の記載内容】

・「解説」 1. 2 (3) 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいい、遠隔臨場で工事監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。

・「解説」 3. 1 (2) 立会

受注者は、設計図書に従って工事監督員等の立会が必要な場合は、あらかじめ工事打合簿（遠隔臨場により立会を依頼する工種、確認事項、確認希望日時を記載）及び立会に必要な資料を工事監督員等に提出しなければならない。

・「約款」第14条（工事監督員の立会い及び工事記録の整備等）

受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

・「施工管理基準」7（1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

Q2 受注者は記録と保存を行う必要がなく、現場技術員は竣工書類の確認はしないため、現場技術員による確認の場合、遠隔臨場で確認した検査値と竣工書類の検査値が異なる場合が考えられますが、問題無いでしょうか。

A2 解説3.2(4)及び4.2(2)に、「受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。」と記載がありますが、記録と保存を行う必要がないのは、「遠隔臨場の映像と音声」についてです。

段階確認実施後は段階確認書の添付資料として実測値を手書きした資料を添付し、検測写真は省略可とします。

ただし、受注者は工事完成時に写真管理基準により撮影した写真を提出することとしており、出来形寸法の写真の測定値と、段階確認で工事監督員や現場技術員等が確認した検査値が異なることはあり得ることであり、規格値内であれば測定誤差の範囲内であり問題はありません。

Q3 令和4年度から遠隔臨場の対象に追加された「立会」について、具体的な確認事項を教えて下さい。

A3 国土交通省大臣官房技術調査課では、令和4年3月に「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」を改定しており、その実施要領において、遠隔臨場を適用する工種、細別及び汎用的な動画撮影用のカメラやWeb会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性について別表に整理しています。「立会」確認項目一覧は、別表3に整理しており、遠隔臨場の適応性と合わせ参考にしてください。

ただし、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定してください。

Q 4 橋梁塗装工における「塗膜除去完了確認」、道路土工における「下層路盤（ブルーフローリング）」など、完成時に確認ができない、かつ、全体を俯瞰して確認する必要がある確認項目については、現場臨場すべきものと考えますが、遠隔臨場を適用する工種・確認項目を選定する基準はありますか。

A 4 遠隔臨場を適用する工種・確認項目については、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）P16「7.3 確認項目の適応性」のとおり、各現場において、別表1～3を参考にして、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定してください。

Q 5 遠隔臨場の試行については、特記仕様書に、「工事監督員と協議し、施工計画書に必要事項を記載した上で、遠隔臨場を試行することができる。」と記載していますが、工事監督員との協議については、工事打合簿で提出する必要がありますか。

A 5 遠隔臨場実施までの流れは、以下のとおりとなります。

- 1 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、受発注者は、現場での適用・不適用について協議し、適用する工種・確認項目を選定する。
- 2 受注者は、施工計画書に必要事項を記載し、発注者の確認を受ける。
- 3 受注者は、施工計画書に記載した工種・確認項目について、遠隔臨場を実施する。

この流れにおいて、施工計画書は、工事打合簿にて提出するため、その施工計画書の記載に当たり受発注者で事前に協議した内容（遠隔臨場を実施する工種・確認項目）を工事打合簿で提出する必要はありません。

なお、受注者から遠隔臨場の申し出を受けたが、適応性を判断し現場臨場とする場合や、遠隔臨場を実施したが、工事監督員等が十分な情報を得られなかつたと判断し現場臨場を実施する場合等については、必要に応じて工事打合簿を提出してください。